三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
松山神社谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
愛媛県松山市祝谷東町　六五七番　一号
乙六六六五番一　二号
乙六六六六番二　三号
六六二番イ　四号
乙六六六八番一　五号及び六号
乙六六六八番三　七号
乙六六六三番二　八号

○国土交通省告示第六百九十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十三年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月二十九日

国土交通大臣臨時代理　国務大臣　原口　一博

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称
入洞川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱六号と七号を昭和六十一年建設省告示第百六十八号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線及び標柱七号から十一号を順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
静岡県伊豆市市山
字入洞　三三九番一　一号
字星山　一三一六番　二号
字菖蒲ケ入　三七二番　三号
三六九番　四号
字星山　一二九四番　五号
一二九三番　六号
字立間ケ沢　一二一九番　七号
字老ケ洞　四四八番一　八号
四六一番　九号
字柿木原　四七九番　十号
四八〇番二　十一号
ロ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川敷及び道路敷（イに掲げる土地の区域を除く。）
静岡県伊豆市市山
字星山　一三〇七番
一三〇九番
一三一二番
一三一三番
一三一四番
一三一五番
一三一六番
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称
峰ノ平沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
静岡県伊豆市市山
字中ノ通　七六九番　一号、五号及び六号
七五一番一　二号
字下仲峯　一二一四番　三号及び四号
ロ　次に掲げる土地及びこれらの土地に囲まれた道路敷（イに掲げる土地の区域を除く。）
静岡県伊豆市市山
字向坂　四四三番
四四四番
字老ケ洞　四四五番
四四六番
字峯ノ平　七二八番一
七二九番一
七三〇番
七三一番
七三二番一
七三二番二
七三三番一
七三三番二
七三三番三
七三四番
七三五番
七三六番
七三七番
七三八番
七三九番一
七三九番二
七五二番二
字下仲峯　一二一二番
一二一三番
一二一四番

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称
小豆沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
静岡県伊豆市市山
字中ノ通　七五九番地先道路敷　一号
字小豆ケ沢　八九五番　二号
字下仲峯　一二〇七番　三号
一一九三番　四号
一一八八番　五号
一一八九番　六号
一一九一番　七号
ロ　次に掲げる土地及びこれらの土地に囲まれた道路敷及び河川敷（イに掲げる土地の区域を除く。）
静岡県伊豆市市山
字小豆ケ沢　八九六番
八九七番
八九八番
八九九番一
八九九番二
字下仲峯
一一九三番
一一九四番
一一九五番
一一九六番
一一九七番
一一九八番
一一九九番
二〇〇番
二〇一番
二〇二番
二〇三番
二〇四番
二〇五番
二〇六番
二〇七番
二〇八番
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称
長沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷
静岡県伊豆市市山
字下長沢　九一〇番一
九一〇番二
字上長沢
九一〇番四
九一一番一
九一一番二
九一二番一
九一二番二
九一三番
九一四番
九一五番一
九一五番三
九一六番一
九一六番二
九一七番
九一八番一
九一八番二
九一九番一
九一九番二
九二〇番一
九二〇番三
九二〇番四
九二一番一
九二一番二
九二二番一
九二二番二
九二三番一
九二三番二
九二三番三
九二三番四
九二三番五
九二四番一
九二四番二
九二四番三
九二四番四
九二四番五
九二五番一
九二五番二
九二六番
九二七番一
九二七番二
九二七番三
九二七番四